主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人泉弘之の上告趣意は、原審においてなんら主張がなく、したがつて原判決が判断を示していない事項について、憲法違反、判例違反をいうものであつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年四月二七日

最高裁判所第一小法廷

光	重	藤	ব	裁判長裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正		谷	裁判官